

# 専門嘱託職員の募集について

国の事業である「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金事業  
(以下、補助事業という)」に係る中小企業支援に関する業務

## 1. 業務内容

標記事業に関する業務

- (1) 中小企業者を訪問し経営状況や経営課題に関するヒアリングを行う。  
中小企業者への補助事業の説明及び中小企業診断士（以下、専門家という）による  
経営指導のニーズの有無を確認の上、報告書を作成する。
- (2) 補助事業を実施する中小企業者、取引金融機関、専門家とのスケジュール調整を行う  
とともに、専門家の指導日時に中小企業者を訪問し助言等を行う。
- (3) 補助事業の一環として開催される会議へ出席し報告書を作成する。
- (4) 補助事業に係る事務処理全般を行う。

## 2. 応募資格（次のいずれかに該当する方）

- (1) 金融機関に勤務し中小企業への融資業務の経験が5年以上ある。
- (2) 中小企業等の指導機関（商工会議所、商工会）に勤務し中小企業者指導実績が5年  
以上ある。
- (3) 中小企業診断士、税理士の資格を有している。

## 3. 年齢

不問

## 4. 雇用期間

1年（令和8年4月1日～令和9年3月31日まで）、更新は1年毎とします  
ただし、補助事業を継続する場合、その間延長することができます。延長する期間は最初の  
契約開始日から最長5年以内とします。

## 5. 待遇

### (1) 勤務日

月間 18日前後（次の休日等以外に週1日非出勤、勤務日数は週4日）  
年間 216日以内  
休日等 土曜日・日曜日、国民の祝日・国民の休日、年末年始（12月29日から  
1月3日まで）、年次有給休暇（初年度7日以内）

### (2) 勤務時間

9：00～17：15（うち休憩60分）

### (3) 奉給

日給13,000円

月末締めの翌月20日払いとします。

#### (4) 諸手当

扶養手当 扶養親族のある専門嘱託職員に対して支給します。

ただし、60歳に達する日の属する契約期間の満了日までとなります。

交通手当 支給あり（例：公共交通機関を利用する場合、実費を支給します。）

超過勤務手当 支給あり（規程に準じ支給します）

#### (5) 一時金・退職金

支給なし

#### (6) 福利厚生

社会保険の適用（厚生年金、厚生年金基金、健康保険、雇用保険）、

職員互助会の加入

### 6. 応募書類・選考 等

#### (1) 履歴書（写真貼付）

応募書類等取得した個人情報は採用業務に関してのみ利用します。

不採用の場合も書類は返却せず、当協会所定の期間保管後、適正に廃棄します。

#### (2) 選考方法

書類選考及び面接

#### (3) 選考日

随時（書類選考通過者へ個別連絡します）

### 7. その他

上記に記載のないことは当協会の規程に準じます。

その他必要な事項については、別途、会長が定めます。

### 8. 応募書類提出先

〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号

大分県信用保証協会

総務部総務企画情報課 竹内 宛

### 9. お問い合わせ先

総務部総務企画情報課 竹内、森下（電話番号097-532-8336）